

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：知立市立新林保育園	種別：保育所												
代表者氏名：野口 実佐子	定員（利用人数）：167名（155名）												
所在地：愛知県知立市新林町新林18-5													
TEL：0566-82-0573													
ホームページ： http://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/fukushikodomo/kodomo/gvomu/1/index.html													
【施設・事業所の概要】													
開設年月日：昭和49年4月1日													
経営法人・設置主体（法人名等）：知立市													
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">常勤職員：</td> <td style="width: 33%;">14名</td> <td style="width: 33%;">非常勤職員：</td> <td style="width: 33%;">21名</td> </tr> </table>	常勤職員：	14名	非常勤職員：	21名								
常勤職員：	14名	非常勤職員：	21名										
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（専門職の名称）</td> <td style="width: 33%;">名</td> <td style="width: 33%;">栄養士</td> <td style="width: 33%;">名</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>33名</td> <td>調理師</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭</td> <td>30名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（専門職の名称）	名	栄養士	名	保育士	33名	調理師	2名	幼稚園教諭	30名		
	（専門職の名称）	名	栄養士	名									
	保育士	33名	調理師	2名									
幼稚園教諭	30名												
施設・設備の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（居室数）</td> <td style="width: 33%;">（設備等）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：8 ・ 遊戯室：1 ・ 便所：6 ・ 医務室：1 ・ 給食室：1 ・ ロッカー室：1 ・ 遊戯室：1 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 和室：1 ・ 倉庫等：6 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット太鼓橋：1 ・ ブランコ：1 ・ 滑り台：1 ・ ジャングルジム ・ 手足洗い場等 ・ 雲梯：1 ・ 鉄棒：1 ・ 砂場：1 ・ プール：1 ・ 花壇等 </td> </tr> </table>	（居室数）	（設備等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：8 ・ 遊戯室：1 ・ 便所：6 ・ 医務室：1 ・ 給食室：1 ・ ロッカー室：1 ・ 遊戯室：1 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 和室：1 ・ 倉庫等：6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット太鼓橋：1 ・ ブランコ：1 ・ 滑り台：1 ・ ジャングルジム ・ 手足洗い場等 ・ 雲梯：1 ・ 鉄棒：1 ・ 砂場：1 ・ プール：1 ・ 花壇等 								
（居室数）	（設備等）												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：8 ・ 遊戯室：1 ・ 便所：6 ・ 医務室：1 ・ 給食室：1 ・ ロッカー室：1 ・ 遊戯室：1 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 和室：1 ・ 倉庫等：6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット太鼓橋：1 ・ ブランコ：1 ・ 滑り台：1 ・ ジャングルジム ・ 手足洗い場等 ・ 雲梯：1 ・ 鉄棒：1 ・ 砂場：1 ・ プール：1 ・ 花壇等 												

③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <p>＜心の安定＞ 一人一人の気持ちを受け止めます</p> <p>＜仲間づくり＞ 触れ合い・伝え合い・育ち合える仲間づくりを目指します</p> <p>＜支援＞ 相談窓口になります</p> <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが健康で安全な生活ができる保育園を提供する。 ・ 異年齢児の交流の中でハンディを持った子どもと共に育ちあう環境をめざす。 ・ 保護者と保育士が協働して子どもを育て、成長していく姿を喜び合う。
--

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・保育園は閑静な新興住宅地の中に位置し、児童センターが隣接している。近隣には、小学校や中学校、公園もいくつかあり、季節の移り変わりを感じながら散歩が楽しめる環境にある。新幹線が眺められる散歩コースもあり、子どもたちの癒しや憩いの場となっている。黄色い時計台がシンボルとなっている2階建ての保育園は、開設から46年の歴史を有している。園庭には四季を感じる樹木や花壇があり、恵まれた環境の中で子どもたちは嬉々と戸外遊びを楽しんでいる。

・「子どもの主体性を大切にする保育」、「子どもを主体として受け止め、主体として育てる保育」
～お互いに認め合い、助け合い、学びあう保育園～を研究テーマとして、子どもたちとともに遊びの中から積極的に取りくんでいる。

(保育サービスの実施状況)

・生後6か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から19時である。土曜日は、集合保育として平日7時30分から19時まで知立南保育園で実施している。

・地域の未就園児と保護者を対象に園庭開放事業として、「友だち広場」を毎週火曜日と水曜日に実施している。

・世代間交流事業として、年3回祖父母との交流を通して、優しく健やかな“心とからだ”を育むようにしている。

・施設長は中央公民館で開催されている、「親子ふれあい広場」で、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。

(地域の方とのつながりを大切にする保育)

・世代間交流として地域の高齢者の会である「いどばた会」の方との交流や、年3回、祖父母交流事業を行い、交流を通して優しく健やかな“心とからだ”を育むようにしている。

(栽培や収穫体験を取り入れた保育)

・保育園の一面の畑やプランターで、おくらやトウモロコシ、ピーマン、なすなどの夏野菜や玉ねぎやブロッコリー、スナップエンドウなど季節の野菜などを栽培し、野菜の種まきや収穫などを通して食に関心を持てるようようにしている。

・食育推進活動として食育指導計画や栽培計画を作成し、年齢や経験、収穫時期などを考慮し、調理員の協力を得て、保育活動としてカレーやおやつなど給食で提供している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年 5月 14日(契約日) ~ 令和3年 3月 31日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成 20年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定及び研修体制)

・行政の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引きなどが策定され保育サービスや保育園運営に活かされ必要に応じて改定され、職員に周知している。毎年保育園で、また、一定の期間で公立保育園において受審している福祉サービス第三者評価受審結果を公立保育園施設長会議等で課題などを検討し、改定していくシステムが構築されている。また、行政の研修体制と併せ、経験年数や職務担当分野の研修の他に、入職時や主任保育士、園長など昇格時に子ども課の研修の一環として明確な研修体制が組み込まれ、資質向上に繋げている。

(地域の特性を生かした保育)

・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは知立市立保育園の全体的な計画に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は幼保小連絡会や地域の行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。

・地域の高齢者の会である「いどばた会」の方との弘法参りやおこしもの作りを5歳児が行ったり、地域の新林文化展には、年中児の作品を出展し、地域の人々や文化に触れる機会を作っている。社会資源の情報提供として、地域の祭りのポスター「子どもみこしの募集」を保育園の掲示板に掲示している。「お散歩マップ」を作成し掲示して、経験や体験をした場所やしたことなどを思い起こし次への期待感が持てるようにしている。椎茸狩りやいちご狩りの収穫体験の誘いや地域のJAとはお米つくりの話をしてもらったりしている。小学校とは、年長児が災害時集合訓練で学校に出向き、校長先生の話や聞く機会がある。また、夏季には小学校の教員の訪問があり、学校への期待が持てるように円滑な接続を目指し連携を図っている。また、中学校の家庭科の授業の一環として、4歳児や5歳児が中学校へ出向き、一緒に遊ぶなど交流を図っている。

・地域の未就園児交流事業として、「園庭開放」を毎週火曜日、水曜日に行っている。

・コロナ禍において地域との関わりは踏み止まっているものも多いが、できる範囲で経験や体験ができるように努めている。

(3歳以上児の保育の展開)

・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。

・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、物事への関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。

・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることに留意し、10項目を視野に入れて保育するように努めている。

・5歳児ならではの活動として、当番活動やダイナミックな遊びの誘い掛け、祖父母交流会でのお茶会、他保育園児との遊びの交流などは年下の子どもたちの憧れと期待の活動ともなっている。また、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。

◇改善を求められる点

(中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定)

・単年度の計画は、「全体的な計画」に基づいて年間の事業や行事予定を「年間行事予定」として策定しているが、中・長期計画の具体的項目や内容は反映されてはいない。また、収支の裏付けが読み取れない。

・一定の項目に基づいた明確な中・長期計画が策定されているので、それに基づいた単年度事業計画及び事業報告を策定し、単年度事業計画を実現可能とするために把握できる限りの数値化を図り、計画に活かしていくことを願いたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価項目を、毎年全職員がチェックを行い、グループでの確認、園で周知をひとつひとつすることで新たな気づきや、保育の振り返りにも繋がっています。今回、第三者受審を通してより一層周知、理解が深まりました。

結果において保育園の強み、課題もでてきたので、今後も継続し取り組んでいきたいと思ひます。また、アンケート結果から評価していただいたことを受け止め、子どもの最善の利益を考えた保育の充実を図った保育運営に取り組んでまいりたいと思ひます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> ・子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した知立市の保育理念、基本方針を基に、新林保育園の理念、保育園として大切にしたいもの、育てたい子ども像を明文化している。ホームページやリーフレット、新林保育園のしおり、全体的な計画、運営規定、園だよりなどに理念や基本方針を明記している。 ・職員には、理念や基本方針などを含め運営や保育に関する文書や資料をファイル化して配布し、年度当初や会議、研修会などで周知を図るように努めている。保護者には、入所面接や行事などの折に説明をしている。入園式では、パワーポイントを用いて説明をしている。 ・理念や基本方針を園内掲示板や玄関、職員室や保育室、遊戯室等に掲示し視覚的な周知を図ったり、正門横の掲示板に掲示し地域への啓発を図っている。また、パンフレットを市役所や南子育て支援センターなどに設置し、市内の子育て家庭に広域的な情報提供を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> ・市の人口把握の為、毎月園長会開催時に市長より住民登録人口推移が配布されている。「知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合計特殊出生率の推移が掲載されており、子どもの人数等を把握している。また、どの地域より園児が通所しているかを把握の為、園児住居マップを作成し、職員室に掲示して職員間で共有している。 ・「第2期知立市子ども・子育て支援事業計画」より市全体の動向を把握している。「知立市子ども条例」に定める子どもの権利を尊重し、保護者をはじめとして地域が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを推進している。部長会議の報告書により市の各課の取り組みを理解し、事業経営を取り巻く環境の把握をしている。 ・社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-（1）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、施設長や主任保育士が現状を分析し、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるように努めている。 ・園舎の老朽化に伴い、建て替えや修繕に関して財務課や子ども課が保育所の建物状況を確認し、リニューアル工事施工の優先順位を決定している。人材育成、職員体制などの改善については、職員会議やクラスの話し合い、朝礼や終礼時を利用して職員全体に伝達している。 ・コロナウイルス感染症対策として一般的な対応策の他に、お手拭きやタオルを廃止しペーパータオルの導入や空気清浄機、加湿器の設置をしている。 ・社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、担当課の方向性は無論であるが、自園として老朽化に伴う設備などの改善課題などを明確にし、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知立市の「第6次知立市総合計画」や「知立子ども・子育て支援事業計画」から市の動向を把握し、5年ごとに中・長期計画を策定している。保育理念・基本方針の実現に向け、保育内容、保育体制や設備の整備、人材育成、子育て支援、保健・安全、職員体制、単年度に配当される収支予算を明記して作成している。また、各項目の課題や問題点、把握が可能な収支計画や収支の裏付けを具体的に示し、目標達成を目指す計画となっている。また、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しができるようにしている。 			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度の計画は、「全体的な計画」に基づいて年間の事業や行事予定を「年間行事予定」として策定しているが、中・長期計画の具体的項目や内容は反映されてはいるが、中・長期計画を踏まえた単年度の計画の試行をしている。 ・ 年間行事予定には行事のねらいが加味され、事業報告として行事を終えるごとに評価・反省を行い次年度に活かせるようにしている。また、保護者には一覧表にして配布し、市民には市のホームページから閲覧できるようにしている。 ・ 行事予定を主軸にした計画の策定にこだわらず、中・長期計画の具体的項目や内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。 			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や行事計画などの事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。保育の実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し次年度の計画に反映させるようにしている。また、保護者へアンケートを配布し、意見も取り込めるようにしている。 			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な保育の計画や行事計画は、入園時や行事の折に保護者に資料を配布して説明をしている。年間行事予定は外フェンスに掲示し、保護者や周辺地域へ啓発する環境を整えたり、毎月の園だよりや行事の様子を写真にして玄関に掲示し周知を図るように努めている。また、事業内容の変更や詳細については、きずなネットや連絡文書で連絡し保護者への周知を図っている。 ・ 中・長期計画の具体的内容を反映させた単年度の事業計画を策定したうえで、事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示したグランドデザイン風の資料を作成し、保護者へ配布したり掲示をしたりして理解を促すような取り組みを期待したい。 			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内研究「主体的に遊べる子どもを育てるための保育内容を考える：子どもを主体として受け止め、主体として育てる」のOJTや子ども課の研修・知立市保育園連絡協議会の研修・現任研修等のOFF-JTを活用して職員の保育の質の向上に取り組んでいる。保育内容や日々の保育については、月週案などの計画作成からPDCAサイクルを繰り返し、業務を継続的に改善している。また、年度当初、職員が自身の行動指針を立て、年度途中と年度末に反省を提出し、施設長と個別面談を行い保育の資質や保育サービスの向上に努めている。 ・毎年園内で、愛知県福祉サービス第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、結果をデータにして職員に周知している。今年度は第三者評価を受審し、自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、適正な評価をしていくために段階を経て自己評価を実施している。また、第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。 			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしている。また、臨時職員についても、会計年度任用職員会議を定期的開催し、情報提供したり意見を聞き反映するようにしている。 ・評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化して保育に反映するように努めている。 			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長の役割と責任は、「公立保育園保育運営概要」、「管理者の役割と責任」、「新任園長指導」、「園長ノート」等、公立保育園統一マニュアルに明記され、園長になる際に指導保育士より説明を受けている。 ・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、職員に配布して年度当初職員会議で表明をしている。職員室に掲示をしたり、職員個々にファイリングして確認の機会としている。また、重点課題（テーマ）と実行方針を作成し、たたき台として職員に配布している。各保育士も重点課題と努力課題を作成し進行状況に基づき、施設長が助言や面接を行っている。職務等については、運営規定の運営組織に基づいて会議で体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任については、危機管理マニュアルに基づき不在時の権限委任等について明確化し、職員室に掲示し職員に周知している。また、園長・主任保育士不在時の代理体制についても明示されている。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集しリスト化し、閲覧できるように職員室に常備している。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。また、法改正に対しては、子ども課からの案内や園長会などで情報収集をしている。遵守改定事項については必要に応じて各マニュアル・手順書に反映できるようにしている。 ・ 保育の根幹となる「保育所保育指針」を遵守し、子どもの最善の利益を優先して、人権に配慮した乳幼児の保育が遂行されるよう「児童憲章」「全国保育士会倫理綱領」等の読み合わせを年度始めに行っている。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。 ・ 「保育所の質の向上を図る、子育て支援、危機管理、第三者評価受審」を本年度の重点努力事項として設定し、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮したり、「子どもの主体性を大切にする保育」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	・ b ・ c
<p><コメント></p>			

・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間や事務時間の確保、有給休暇の消化、時間外勤務の申請、ノー残業デー、プレミアムフライデーの推奨、保育事務の見直し、保育業務の単純化等職員の意見を取り入れながら働きやすい職場の実現を目指している。また、職場衛生管理については、「職場巡視日誌」に基づき毎週の点検を行い、公務災害をなくす取り組みや働き方の確認をして、年2回市役所総務課人事係に提出している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、公立保育園は保育士資格を有する職員を配置している。 ・子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。市として、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保を目指して、保育園の掲示板にポスターを掲示したり、近隣大学への訪問やハローワーク、地域への広報活動なども行っている。 ・保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。フリー保育士（エードナース）や特別支援を要する子どもに対して加配の保育士が配置されている。また、保健師・管理栄養士の巡回、公認心理師が年3回来園し、専門の知見からの指導を受ける機会がある。 ・職員の定着対策として、働きやすい職場作りを心掛けている。 			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせ課題目標管理制度・研修制度を含む職員の育成や活用をしている。自己申告書を通し職員配置や異動などに関する明確な基準がある。また、人事評価制度に基づく評価などが総合的に実施されている。 ・市の基準に基づいた人事評価を導入し、職員に明示し実施している。個人目標の設定や中間の達成度、最終達成度について自己評価を提出し、個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。 			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。また、労働災害防止策やパワーハラスメントの防止策と対応策の取り組みがある。 ・職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。 ・事務処理時間などの時間外労働についても自己申告に基づいて計画的に取得したり、毎週木曜日のノー残業デーや月1回のプレミアムフライデーを実施し、働きやすい環境作りに努めている。 ・業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。また、育児休業者の復職支援プログラムとして年2回の面談と聴取を行っている。 			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの育成に向け、保育所全体の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりに、「人材像」や「行動指針」について話し合う機会を持ち各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認している。 ・市の人事評価制度の中で正規職員は、「業績評価シート」を用いて年間目標を設定し、面談を通して目標達成と取り組み状況を確認し、振り返りをしていくことで職員の育成に努めている。また、臨時職員は年1回面接を通して、意識やモチベーションを高めるようにしている。 			

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	②・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・市の研修計画を基に、階層別の研修体系が作成されている。研修計画は、経験年数に応じて求められる専門性が系統立てられ、研修の機会が平等に行き渡るよう生まれ、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。1年目、2年目の保育士については、OJTによる指導を行っている。また、育児休業者の育休明け等の研修があり、研修を重ねキャリアを積んでいけるシステムになっている。 ・技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研修や公開保育、実践研修などを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行している。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	②・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。 ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・研修成果の評価を反映した「研修報告書」を作成し、職員会議等で報告をしている。報告書には、施設長や主任保育士による研修の評価やコメントが記載されている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 ・新任保育士や経験年数の浅い保育士には、個別にOJTを取り入れ、主任、施設長が個別に指導をしている。また、園内研修においてカンファレンスを取り入れ、皆が自由に意見を述べられる工夫をしている。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。保護者には、園のたより、掲示等で理解を求めている。 ・実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 ・養成校が主催する「実習懇談会」に施設長が参加し、保育士を育てるという視点から、養成校と保育現場が課題を共有して今後活かしている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや運営規定、リーフレットや園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。保育所で行っている活動状況や活動報告などを印刷物等で配布をしている。また、未就園児向けの園庭開放事業についても、情報の提供を行っている。 ・苦情・相談の体制について、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。また、過年度の評価結果は市のホームページで公開をしている。 ・保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。また、必要に応じて事業の報告や財務等に関する情報公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確化し、職員へ周知をし、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われている。 ・市の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは知立市立保育園の全体的な計画に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は幼保小連絡会や地域の行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・地域の高齢者の会である「いどばた会」の方との弘法参りやおこしもの作りを5歳児が行ったり、地域の新林文化展には、年中児の作品を出展し、地域の人々や文化に触れる機会を作っている。社会資源の情報提供として、地域の祭りのポスター「子どもみこしの募集」を保育園の掲示板に掲示している。「お散歩マップ」を作成し掲示して、経験や体験をした場所やしたことなどを思い起こし次への期待感が持てるようにしている。椎茸狩りやいちご狩りの収穫体験の誘いや地域のJAとお米つくりの話をしてもらったりしている。小学校とは、年長児が集合訓練で学校に出向き、校長先生の話聞く機会がある。また、夏季には小学校の教員の訪問があり、学校への期待が持てるように円滑な接続を目指し連携を図っている。また、中学校の家庭科の授業の一環として、4歳児や5歳児が出向き一緒に遊ぶなど交流を図っている。 ・地域の未就園児交流事業として、「園庭開放」を毎週火曜日、水曜日に行っている。 			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れマニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで誓約書の取り交わしをし、子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整えている。ボランティアの意義を明示し、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、マニュアルに基づいて打ち合わせを実施している。また、ボランティア活動状況を記録しファイリングしている。職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をしている。子どもには事前に口頭でわかりやすく、保護者には園のたより、掲示で知らせている。 ・大学卒業論文の為の調査で園見学や保育の学生ボランティア、中学校の職場体験、地元企業高等学園社会貢献の受け入れをしている。 			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a・②・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を中心とした子ども課、子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図っている。また、地域との関連図を作成し、職員室に掲示して職員との情報共有も必要に応じて行っている。保育園のマニュアルに「園と地域との関わり」の中に社会資源を組み入れ、必要に応じて連携が取れるようにしている。 ・保護者には一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター等の資料を用意したり、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。 			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	①・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や校区で定期的開催される会議や祭り、運動会などの行事に出席すると共に、地域との情報交換の場となっている園庭開放などで協力関係を保ちつつ地域の具体的なニーズの把握に努めている。また、未就園児を対象とした園庭開放事業の折に、保護者に対してアンケートを行ったり、保育園のフェンスに地域住民向けの意見箱を設置したり、中央公民館で開催されている未就園児親子対象事業「親子ふれあい広場」で子育てアドバイザーをする中で、地域ニーズや子育て情報を把握するようにしている。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行っている。 			

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・	ⓑ	・	c
<コメント> ・未就園児の親子を対象とした園庭開放や保育園見学、電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。また中央公民館での「親子ふれあい広場」で子育てアドバイザーをする中で、子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。						

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

						第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。						
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ	・	b	・	c
<コメント> ・理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」「人権保育指針」の読み合わせをし、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。月週案には具体的な活動を記載し保育に位置付けている。人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したり、年度末に「人権保育に基づく保育」の反省を市に提出している。 ・職員対象と市民対象の人権研修へ参加したり、人権委員の巡回訪問もあり、人権に関する人形劇や紙芝居などを実施している。 ・子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権保育や人権保育指針マニュアルなどを基にして共通理解を持つように努めている。 ・保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 ・子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。						
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・	ⓑ	・	c
<コメント> ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルの中に「個人情報保護法に準ずる園内の取り決めや配慮したい差別用語の一例」があり、会議等で共通理解を図り、排せや着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。 ・「知立市人権保育指針」「保育園人権保育」「保育園における男女共同参画マニュアル」「虐待マニュアル」について全職員に配布し読み合わせをしている。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施し自己評価を行っている。結果を一覧表にし、全員に配布共有できるようにしている。 ・子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、多国籍の入所に伴う文化や習慣、地域状況、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項等に基づき、既存のマニュアルや規定の見直しを図り、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。						
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。						
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	・	b	・	c
<コメント> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやリーフレット、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園のしおりは低年齢児用と幼児用に区分して作成され、年齢や用途によって丁寧な説明内容となっている。 ・保育園の園紹介リーフレットは、園庭開放時や未就園児交流事業、市役所こども課に置き、情報を広域に提供している。また、「ちりゅうし子育てガイドブック」を玄関に設置し、保護者がいつでも閲覧できるようにしている。ガイドブックは、外国語版も準備されている。保育園の見学希望者は、園庭開放時や園紹介の日に見学できるようにし、電話等の対応もしている。						

Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会や入園式において入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。長時間保育の利用、就労状況による保育時間の変更について、利用開始にあたっての説明、変更届の記入の仕方を分かりやすく説明をしている。 ・ 外国籍の保護者には、ポケットークを利用し母国語で説明したり、外国人向けの書類を用意している。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを卒園式に渡す式次第の中に明記している。転園時には、乳児は連絡ノートに幼児はお知らせカードに明記している。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の連絡ノートや登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、意向を把握するようにしている。また、運動会、生活発表会、親子ふれあい会などの行事や保育参加の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を園だよりなどで公表している。年度末のアンケートについては、回答や意見をまとめ紙面で保護者にフィードバックしている。また、個別懇談会を開催し、意見や要望など聞くようにしている。意見箱も常設をしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・ 得られた意向や要望等は、職員会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され、公立保育園保育運営概要に苦情意見対応マニュアルが策定されている。苦情解決の体制は玄関や門に掲示をしたり、入園のしおりに掲載し、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・ 苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、担当課に報告をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士、必要に応じて公認心理師や保健師など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。また、必要に応じて公認心理師による巡回予定を保護者に知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるようにして環境を整えている。 ・ 登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。相談に対する記録は、相談記録に明記し、内容によっては職員間で共通理解をしている。また、玄関やフェンスに意見箱を設置して、自由に意見や相談ができるような環境を整えている。 		

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは朝礼ノート、早朝ノート、長時間ノートなどに記録し速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したり、保護者会によるアンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・ 寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の園長会議の折に、各保育所のヒヤリハットや事故報告の事例を毎月1園ずつ発表し、原因や要因等を分析し、安全規定の見直しなどを行っている。 ・ 行政の危機管理研修に参加している。危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については「不審者侵入時の対応」マニュアルを基に会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めたり、市の「事故防止及び事故発生時の対応マニュアル」を用い職員間で検討し、手順等の共有を図るようにしている。 ・ 施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。遊具や生活環境の安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所などを明記した「園内危険個所マップ」を作成して活用をしたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。また、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項を再確認している。5歳児は、幼児交通安全年間事業計画に基づいて園外を一人で歩く訓練も実施している。 ・ 遊具や備品、樹木等の安全性の確保に努め、遊具は年5回定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを基に、感染症に関してのマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発行されている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、感染症ボードに掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。流行時期は罹患状況を担当課に報告し、小学校からの報告と合わせて流行の地域、ピークを予測して対策を講じるようにしている。クラスの2割の子どもが罹患した場合、園医に報告し指導を仰ぎ、担当課や保健師にも報告を入れている。また、保育園のマニュアルに「嘔吐物・下痢便の処理について」、保育園の手順書には「嘔吐対応手順」が記載され、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各部屋に用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。流行に入る前に嘔吐処理セット内容の確認とシミュレーションを行い備えている。 ・ 食中毒は「食中毒事故発生対応マニュアル」の対応に従い子ども課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・ コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応マニュアルを作成し、手順に沿って確認をしたり消毒をしたりして環境を整えている。ペーパータオルやアクリル板の導入や空気清浄機、加湿器、掃除機などを整え対応に心がけている。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

保39

① ・ b ・ c

<コメント>

- ・地震・火事・台風・竜巻等の突風時・光化学スモッグ・PM2.5などに関する「緊急対応マニュアル」を整備し、災害発生時の初動時の対応や出勤基準等を示した行動基準が策定されている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。年1回知立市防災訓練に参加し、行政と連携を取りながらの訓練を行っている。建物等は、行政の下に耐震対策や防災対策が施され、園長以下中堅保育士まで応急危険度判定士登録をし、建物の倒壊等二次災害の防止に努めている。
- ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。毎月の災害時の避難訓練のほかに、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を年2回実施している。また、土曜日集合保育実施園の集合保育避難計画の基に、土曜日の訓練実施後に集合園の園長、主任が参集し、評価反省を行い、改善を図っている。
- ・帰宅困難等非常時に備え、園児用3日分の食糧を備蓄し、備蓄リストを作成している。また、アレルギー対応の食料等を備蓄している。職員は災害発生時において避難所に参集することを想定し、職員も自身の3日分の水や食糧等を参集リュックに入れ、各自のロッカーに常備している。
- ・災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「きずなネット」や「すぐメール」の登録もしている。また、一般市民も対象にしたJアラート試験放送訓練（ミサイル・緊急地震速報）にも年6回参加している。
- ・無線電話が設置しており、市役所（各課）や各保育園や中央子育て支援センターや各児童センターとの連絡が可能であり、年1回業者による点検を行っている。
- ・様々な防災機器や避難用具、避難設備などを備え、万全な体制で訓練を実施しているが、非常時に備えて全ての職員が周知し適切に使用できるような訓練も検討していくことを期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の全体的な計画の中に、個々の保育場面についての大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、標準的な保育の実施方法「保育手順書」が文書化され、それに基づいた計画を作成し、計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・ 標準的な実施方法の文書化については、正規職員は一人1台パソコンを完備しているので、パソコン入力している。保育実践に必要な「保育手順書」を各自保有し、作成時に活用している。また、保育指導計画に関する手順書等の資料は園長会や公立主任保育士会で作成し、記入例が示されている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や各指導計画、標準的实施方法は定期的にもた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。指導計画については、公立主任会で方向性を定め、各園において主体的な保育実践に繋がるような様式(環境図)に改善し、保育の質の向上を図るようにしている。 ・ 標準的实施方法は、保護者の意向を把握し意見や提案を反映していくように努めている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所入所時の面接の前に保健師と面接を実施し、子どもや保護者の身体状況や生活状況などの情報の共有を図ったうえで、種々の記録を作成し、定期的に見直しをして、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。 			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。また、継続的な見直しを実施することで、保育の質の向上に繋げるように努めている。 			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、市の「保育手順書」や記入例を参考に作成したり、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 			

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	③ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、市の「個人情報保護条例」や「個人情報保護法に準ずる園内での取り決め」など文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、情報開示を求められた際は情報開示規定等に基づき開示をしている。 ・職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画の作成をしている。	保46	③ ・ b ・ c
<コメント> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえた知立市の全体的な計画に基づき、地域や家庭の状況、保育所の特性を加味した新林保育園の全体的な計画が作成されている。全体的な計画は、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「心身ともにたくましく心のやさしい子」を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・開設45年余りの施設であり老朽化に伴う保育環境の修繕工事が順次行われ、10年程前には内装や外装のリニューアル工事、また、保育室の増設が13年前にされている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように改修されている。また、トイレや、遊具、なども安心して使えるように設備を改修や改善をし、安全への工夫がされているが、トイレ環境や手洗いなどの水回りにおいては子どもが安全で利用しやすい設備を整えていく課題を保有している。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。玄関のエントランスに保育園や地域の情報を掲示し、親子ふれあいの場としている。また、子どもたちの作品や「お散歩マップ」が展示されている。 ・食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・保育室の一面に図書コーナーを設け、子ども同士で絵本を楽しめるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・広い園庭には桜やきんもくせいなどの樹木が植えられ、保育室から広い屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。 ・清潔な環境を保つため保育用消毒の方法のマニュアルに沿って玩具、保育室の消毒を行っている。また、夏季にはテントやUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる子どもの個人差を十分に把握し、朝礼や職員会議、年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画、巡回相談支援資料、教育の記録、養護の記録などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。 ・保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。また、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて自己チェックをし、振り返りをするようにしている。		

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 ・ 「生活習慣の手立て」のマニュアルに沿って、職員会時に定期的に読み合わせをして、保育場面との振り返りを行っている。子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。また、保護者と情報交換を行いながら、家庭における援助の仕方を確認し、子どもが迷わないように、配慮している。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。 ・ 遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、異年齢年間指導計画に基づいて生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・ 園庭には樹木や花壇、菜園があり、四季の花々や夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ 散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、苺や椎茸などの収穫体験、弘法参りに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関われるようにしている。また、地域の文化祭などに年長児の作品を出展し、地域とのかかわりも積極的にやっている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児と1歳児が生活を共にしている。安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを5分間隔で実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語り掛けをしたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・ 生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳児の子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。 ・ 子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。2歳児のトイレは2歳児室と遊戯室の間にあり、廊下を横切り利用するようになっており、プライバシーに配慮し保育士の見守りを受けながら利用をしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が十分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・ 子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 ・ 戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。 		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、物事への関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることに留意し、10項目を視野に入れて保育するように努めている。 ・5歳児ならではの活動として、当番活動やダイナミックな遊びの誘い掛け、祖父母交流会でのお茶会、他保育園児との遊びの交流などは年下の子どもたちの憧れと期待の活動ともなっている。また、異年齢児とのかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、公認心理師の巡回指導や助言を受け職員で共有をし、保育に活かしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、公認心理師巡回指導などの紹介もしている。療育手帳や診断名のある子どもについては、個別の教育支援計画に基づいて、生涯にわたって支援できる仕組みが確立している。生活場面では、表示を分かりやすくしたりするなど生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。また、心身に障がいをもつ子どもの発達を願い、関わりをもつことで、共に育ちあい、よい面をのぼし、助け合う心、思いやり、仲間意識が育つことを保護者に伝えている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新林保育園として月曜日から金曜日までの長時間保育を実施し、土曜日は交通の利便性などを考慮した知立南保育園での3保育所合同の土曜日集約保育が実施されている。 ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。 ・子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、引継ノート「早番・長時間連絡ノート」やホワイトボード、口頭、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	①・b・c
<p><コメント></p>		

- ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。
- ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に届け、必要に応じて子どもの生活や発達連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。
- ・ 幼稚園・保育園・小学校との合同会議に出席し、1年生の授業参観をしたり、就学予定の年長児の状況についての情報や意見交換を行っている。また、小学校の教師が保育所の生活を知る目的で保育園見学に来る機会もある。保育士が学校に出向き授業参観をしたり、1年生と給食を食べる機会があり、学校教師との情報交換会も設けられている。
- ・ 小学校へ散歩に出かけ、校長先生に話を聞いたり、絵本を見たりして、小学校への入学に期待が持てるよう積極的な交流を図り、学校が楽しく身近に感じられる機会としている。
- ・ 保護者には、行事や保育参加などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理マニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、保護者には、入園説明会で子どもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・「保健師年間指導計画」を基に「保健年間計画」が作成されている。隔月保健師、管理栄養士から「げんきっこだより」を保護者に発信している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。発生時の訓練を年1回、0.1.2歳児クラスで行いマニュアルの確認をしている。0歳児は5分おき、1.2歳児は10分おきにチェック表を使って観察している。熱性痙攣を経験している子は、睡眠時15分おきにチェックしている。既往歴、予防接種の状況等が記入された「健康診断表」「児童票」がある。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a・②・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科健診をそれぞれ年2回受診し、その結果を保健師が記載し、保護者にも伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科健診の結果を職員で共有し、生活習慣のマニュアルに沿って、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。また、5歳児は園医の指導、管理のもと「フッ化物洗口」を行っている。保護者にはリーフレットを配布し、フッ化物洗口の効果、8020運動の啓発を併せて行っているが、新型コロナウイルス感染症防止のため現在は自粛している。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	③・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については、「アレルギー対応の目安」が整備され、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者や施設長や主任保育士、担任、調理員や保健師を交え綿密な打ち合わせを行ない、「生活管理指導表」を基に、毎月「除去食ファイル」で保護者の意向を聞きながら除去食で対応するようにしている。日々の保育では、「除去食1日の流れ」のマニュアルの手順に沿って調理員、主任保育士や担当保育士が綿密な連携を図り対応をし、誤食の防止に努めている。 ・入所時にアレルギーの確認をし、アレルギー疾患を持つ子については、医師の診断による「生活管理指導表」を提出し、それを基に保護者、保健師、園長、主任、調理員で面談を行い安全に食事の提供を行うための確認をしている。毎月献立表を基に、主任、担任、調理員がチェックをしたうえで、保護者に確認をしてもらい除去食で対応するようにしている。日々の保育では、「アレルギー対応の目安」「除去食1日の流れ」マニュアルに沿って、その日の除去食を朝礼や検食時、食事直前の3重チェックをし、トレーの色を変えたり、席を離すなどをして誤食の防止に努めている。 ・アレルギー等に関する研修会に参加をし、会議等でアレルギー疾患についての学習会を行い、必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、エピペンの取り扱いについて共通理解を深め、エピペンが必要な子には預かりをし、対応可能である。 		

A-1- (4) 食育、食の安全

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを願い、保育内容の一環として市の「食育計画」を基に「保育園の食育活動計画」を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、市の食育給食委員会の今年度のテーマが「郷土食・行事食に親しむ」で、定期的に各保育園の保育士、調理員が集まって情報提供をし、給食の献立に反映させている。 ・ キュウリ、ピーマンなどの夏野菜や西瓜、パケツ稲作、ブロッコリー、大根、さつま芋、ラディッシュなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、食材に触れたりトウモロコシの皮むき、おにぎり作りなどのクッキング体験をしたり、3歳児でもできる食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・ 給食は自園でつくり、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、食材や食に関する絵本などを展示したり、収穫体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。 ・ 食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年長児による放送当番や年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した献立を管理栄養士が作成し、献立表やレシピを配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 ・ 地域の食文化に関する取り組みとして、きしめんや煮みそなどの郷土食、市の特産物の「まこもだけ」の炒めものや炊き込みご飯、市の名物「大あんまき」を給食やおやつで食する機会を設けている。管理栄養士が巡回して子どもの食事の様子を見たり、調理員がクラスを巡回して献立の説明や調理の仕方を伝えている。また、給食試食会では、調理員が各クラスを巡回して献立の説明や調理の仕方、衛生面について話をしたり、保護者からの質問に答え食事で大切にしていることや発育期における子どもの食事の大切さを知ってもらう機会としている。 ・ 職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・ 衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時には「食中毒発生時の対応」マニュアルに基づいて対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園式や保護者会総会、行事や保育参加、個別懇談会などの機会に保育の全体的な計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、年度初めの年間行事計画や年度末の行事のまとめを保護者の会などで説明し、保育園の状況や情報を提供している。 ・ 登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板、アンケート調査などを通して意向を把握したり、毎月発行している園だよりや種々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。保護者との情報交換の内容は、「保育の記録」の備考欄に記録している。個別懇談会の内容は、職員会議で共有し、回覧をして全員周知のもと、保育の実践に反映させるようにしている。 ・ 長時間利用の子どもには「早番・長時間連絡ノート」で、乳児は毎日「連絡ノート」、幼児は毎月「お知らせカード」で家庭との情報交換を行っている。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて保育の記録などに記録され、職員間で共有をしている。 ・ 玄関のエントランスに、保育園や地域の情報を掲示し見て確認できるようにしている。 		

A-2-(2) 保護者の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別懇談会、運動会や生活発表会等保育参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育ての相談対応についての文書を掲示して相談しやすい環境を整えたり、状況に応じて個室での相談にも応じるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて子育て支援センターや公認心理師などと連携が取れるようにしている。また、健康に関しては保健師や看護師、保健センター、食事に関しては栄養士など専門的な支援ができるような環境を整えている。 ・ 意見箱の常設や保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアル「虐待の発見から通告まで」が整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。要保護家庭は子ども課や家庭児童相談室宛てに「要保護・要支援児童等モニター情報」を毎月提出し、双方で連携しながら、子どもの心身の状態や出席状況等を把握できるようにしている。必要であれば、家庭児童相談室より家庭訪問に伺っている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や保健センター、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価や保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 		